

はじめに～

相続をめぐる最近の状況

最近の相続をめぐる紛争の状況

相続財産の内訳

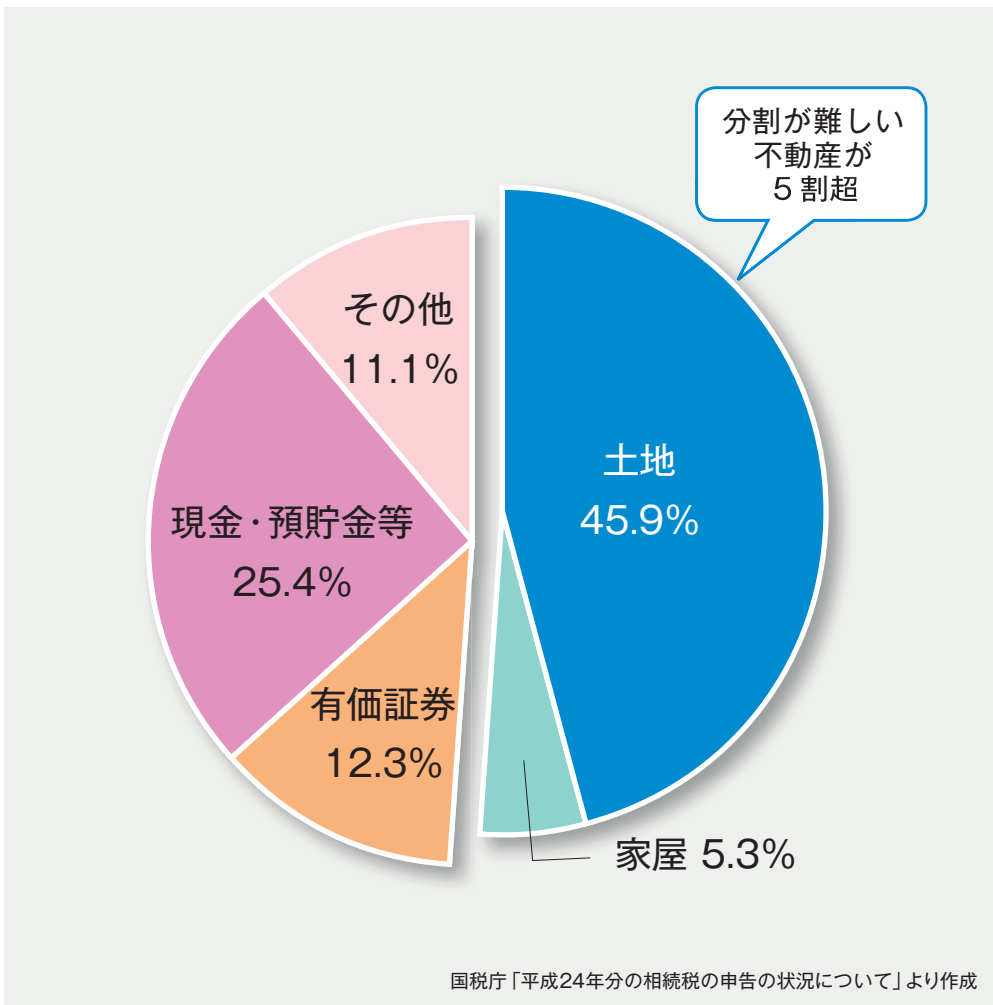
まずは、最近の相続の状況を確認していきましょう。

【図表1】は、平成24年の相続財産の内訳です。

相続財産の51.2%、半数以上が、「土地」や「家屋」など不動産で占められています。

生前に相続について検討をしていない場合、不動産は分割が難しいため、残された家族がもめてしまうケースもあるようです。

【図表1】 相続財産の内訳



遺産分割でもめることも……

では改めて、相続に関する紛争について見てみましょう。

ここでは、統計データを基に、最近の相続をめぐる紛争の状況を確認します。

「平成24年度司法統計」（最高裁判所）により、**家庭裁判所への相続関係の相談件数**は、

この**10年で約1.9倍**に増加しています。

また、**遺産分割事件の件数**（家事調停・審判）も、この**10年で約1.4倍**に増加しています【図表2】。

相続における家事調停で話し合いがつかず、調停が成立しなかった場合には、審判手続きに移ります。審判では、裁判官が遺産に属する物又は権利の種類及び性質その他一切の事情を考慮して、結論を示すことになります。

【図表2】 家庭裁判所への相続関係の相談件数と遺産分割事件(家事調停・審判)

